

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成二十五年

三月二十九日

金 曜 日

## 目 次

### 告 示

公印の作成……………一

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一

### 訓 令

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………四

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………四

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………四

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………五

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………五

山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………五

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………六

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………六

山梨県県有林野調査規程の一部を改正する訓令……………六

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………七

### 企 業 局

山梨県企業局局議規程の一部を改正する規程……………七

山梨県企業局職員保養所山中湖荘の管理運営に関する規程を廃止する規程……………七

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………八

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………八

### 人 事 委 員 会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………八

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………九

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………九

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………九

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………一〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百二十九号

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の山梨県知事印を作成し、平成二十五年四月一日からその使用を開始する。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事印(十二)(エネルギー局用)

印影



### 山梨県告示第四百十号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

|      |    |                |        |
|------|----|----------------|--------|
| インク  | 1枚 | スーパーファイン専用紙A4判 | 30円    |
| シエック |    | 回B4判           | 50円    |
| トナリ  |    | 回A3判           | 60円    |
| ンター  |    | 回A3ノビ判         | 60円    |
|      |    | 専用光沢紙A4判       | 80円    |
|      |    | 回A3判           | 130円   |
|      |    | 回A3ノビ判         | 140円   |
|      |    | フットローレル紙B3判    | 580円   |
|      |    | 回A2判           | 660円   |
|      |    | 回B2判           | 790円   |
|      |    | 回A1判           | 910円   |
|      |    | 回B1判           | 1,110円 |

| 1の概算         |            | 2の概算   |   |
|--------------|------------|--|---|
| その他の機械器具又は設備 | 1時間        | 分光光度計<br>微量高速遠心機<br>多室式温度勾配恒温器<br>真空包装機<br>ソーセージナイラー<br>ミートチョッパー<br>ミートスライサー<br>小型振動式バレル研磨装置<br>電気化学測定システム<br>卓上冷熱衝撃試験機<br>CG/CAD装置(ペン型入力装置)<br>CG/CAD装置(バイオモデ<br>イカル研究・開発)<br>構造解析装置(形状最適化)<br>小型放射温度計<br>レーザーヌーカー(CWファイ<br>バーレーザー)<br>波長分散型蛍光エツク又線分析<br>装置 | 1,270円<br>1,540円<br>1,280円<br>1,440円<br>1,770円<br>2,030円<br>2,480円<br>2,860円<br>3,490円<br>210円<br>120円<br>220円<br>480円<br>140円<br>740円<br>370円<br>10円<br>180円<br>850円<br>870円<br>1,120円<br>1,170円<br>420円<br>570円<br>3,390円 |
| インク<br>シエツ   | 1枚<br>同B4判 | スーパーファイン専用紙A4判<br>同B4判   | 30円<br>50円  |

| 1の概算                |   | 2の概算  |                  |
|---------------------|---|---|------------------|
| トプリンター              | 同A3判<br>同A3ノビ判<br>専用光沢紙A4判<br>同A3判<br>同A3ノビ判<br>アットロール紙B3判<br>同A2判<br>同B2判<br>同A1判<br>同B1判<br>同A0判<br>同B0判<br>アットプリンロール紙B3判<br>同A2判<br>同B2判<br>同A1判<br>同B1判<br>同A0判<br>同B0判 | 60円<br>60円<br>80円<br>130円<br>140円<br>580円<br>660円<br>790円<br>910円<br>1,110円<br>1,270円<br>1,540円<br>1,280円<br>1,440円<br>1,770円<br>2,030円<br>2,480円<br>2,860円<br>3,490円 | 4,350円<br>4,350円 |
| 化学試験(発光分光分析装置による分析) | 1件<br>エツチング時間<br>30分以内<br>30分を超えた後30分毎  | 化学試験(波長分散型蛍光エツク又線分析装置による定性分析)   | 4,840円           |
| その他の試験              | 1試料<br>化学試験(波長分散型蛍光エツク又線分析装置による定性分析)  | 1元素<br>化学試験(波長分散型蛍光エツク)   | 4,810円           |

|  |                 |                                   |
|--|-----------------|-----------------------------------|
|  | 又線分析装置による半定量分析) | (1元素を超える場合は、1元素増すごとに1,310円を加算する。) |
|--|-----------------|-----------------------------------|

|                     |  |                  |
|---------------------|--|------------------|
| 化学試験(発光分光分析装置による分析) | 1件<br>エッチング時間<br>30分以内<br>30分を超えた後30分毎 | 4,350円<br>4,350円 |
|---------------------|--|------------------|

|        |   |  |
|--------|---|--|
| その他の試験 | 1件<br>試験に要する時間<br>1時間未満<br>1時間以上2時間未満<br>2時間以上3時間未満<br>3時間以上4時間未満<br>4時間以上5時間未満<br>5時間以上6時間未満 | 6300円<br>1,6600円<br>2,6900円<br>3,7200円<br>4,7500円<br>5,7800円 |
|--------|---|--|

|  |                                       |                            |
|--|---------------------------------------|----------------------------|
|  | 6時間以上7時間未満<br>7時間以上8時間未満<br>8時間以上     | 6,810円<br>7,840円<br>8,860円 |
|  | 機器分析(液体クロマトグラフ質量分析計(UPLC/MS/MS)による測定) | 30,960円                    |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| その他の試験 | 1件<br>試験に要する時間<br>1時間未満<br>1時間以上2時間未満<br>2時間以上3時間未満<br>3時間以上4時間未満<br>4時間以上5時間未満<br>5時間以上6時間未満<br>6時間以上7時間未満<br>7時間以上8時間未満<br>8時間以上 | 6300円<br>1,6600円<br>2,6900円<br>3,7200円<br>4,7500円<br>5,7800円<br>6,8100円<br>7,8400円<br>8,8600円 |
|--------|--|---|

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| 研磨宝飾製品及びその材料のその他の加工 | 1件<br>加工に要する時間<br>10分未満<br>10分以上20分未満<br>20分以上30分未満<br>30分以上40分未満<br>40分以上50分未満<br>50分以上1時間未満<br>1時間以上2時間未満<br>2時間以上3時間未満<br>3時間以上4時間以上 | 1100円<br>3900円<br>6300円<br>1,2400円<br>1,9300円<br>2,4900円<br>4,9900円<br>6,3600円<br>7,6100円<br>8,8600円 |
|---------------------|---|--|

|      |                    |        |
|------|--------------------|--------|
| 1 試料 | 顕微鏡試料作成（手仕上げによるもの） | 1,840円 |
|------|--------------------|--------|

|                                       |    |            |        |
|---------------------------------------|----|------------|--------|
| 研磨品<br>鋸製品<br>及びその<br>材料<br>の他の加<br>工 | 1件 | 加工に要する時間   |        |
|                                       |    | 10分未満      | 110円   |
|                                       |    | 10分以上20分未満 | 390円   |
|                                       |    | 20分以上30分未満 | 630円   |
|                                       |    | 30分以上40分未満 | 1,240円 |
|                                       |    | 40分以上50分未満 | 1,930円 |
|                                       |    | 50分以上1時間未満 | 2,490円 |
|                                       |    | 1時間以上2時間未満 | 4,990円 |
|                                       |    | 2時間以上3時間未満 | 6,360円 |
|                                       |    | 3時間以上4時間未満 | 7,610円 |
|                                       |    | 4時間以上      | 8,860円 |

に改める。

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第一号

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令  
山梨県行動計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように  
改正する。

別表第一中「森林環境部長」を「森林環境部長 エネルギー局長」に改める。  
別表第二森林環境部の項の次に次のように加える。

|        |              |
|--------|--------------|
| エネルギー局 | エネルギー政策課長 主幹 |
|--------|--------------|

**附 則**  
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第二号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 横 内 正 明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令  
職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から十八の項までを一項ずつ繰り  
上げ、十七の項の次に次の一項を加える。

|                  |                    |          |
|------------------|--------------------|----------|
| 十八 産業技術短期<br>大学校 | 短期大学校の運営<br>に関する業務 | 都留市上谷五丁目 |
|------------------|--------------------|----------|

別表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項から二十三の項までを  
一項ずつ繰り上げる。

**附 則**  
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第三号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令  
山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第一中「森林環境部長」を「森林環境部長 エネルギー局長」に改める。  
別表第二中「森林環境部次長」を「森林環境部次長 エネルギー政策課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「、都留高等技術専門校」を削り、同表三の項中「、児童二寮支援課、成人二寮支援課、成人二寮支援課及び自立支援課」を「及び児童二寮支援課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 出 先 機 関 庁

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、第七条の二第二項、第七条の三第一項」を削る。

第九条の二第二項中「知事政策局」の下に「、リニア交通局、エネルギー局」を、「十一人」の下に「（リニア交通局及びエネルギー局にあつては、五人）」を加える。

|     |
|-----|
| BMI |
|-----|

|     |   |
|-----|---|
| BMI | 編 |
|-----|---|

|    |   |
|----|---|
| 大腸 | 癌 |
|----|---|

|   |
|---|
| 大 |
|---|

別記様式中

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

を

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に、

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

を

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公印規程の一部を改正する訓令  
山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第七号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 エネルギー局専用の知事印及びエネルギー局長印 エネルギー政策課長  
別表知事印の項中「十一 リニア交通局用」を「十一 リニア交通局用」に改め、同  
表部長印の項を次のように改める。

|     |           |    |             |       |
|-----|-----------|----|-------------|-------|
| 部長印 | 山梨県部(局)長印 | 第一 | 二十四ミリメートル平方 | 一般文書用 |
|     | 山梨県局印     | 第二 | 二十四ミリメートル平方 | 一般文書用 |
|     | 山梨県出長     |    |             |       |

別表本庁の課長印の項を次のように改める。

|        |               |    |             |       |
|--------|---------------|----|-------------|-------|
| 本庁の課長印 | 山梨県部(局)課(室)長印 | 第一 | 二十一ミリメートル平方 | 一般文書用 |
|        | 山梨県出長         | 第二 | 二十一ミリメートル平方 | 一般文書用 |

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中 「環境創造課」環境創 大気水質保全課「大気水質保全課」を「大気水質保全課」に改める。

別表第一の2の表中 「治山林道課」治山林道課「治山林道課」を「治山林道課」に改める。

別表第一の2の表中 「留置留置技術専門校」都技「留置留置技術専門校」を「留置留置技術専門校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令

次のように改正する。  
別表第一中「森林環境部長」を「森林環境部長 エネルギー局長」に改める。

別表第二中「森林環境部次長」を「森林環境部次長 エネルギー政策課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

森林環境部  
林務環境事務所  
森林総合研究所

山梨県国有林野調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県国有林野調査規程の一部を改正する訓令

山梨県国有林野調査規程（昭和四十五年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「メートル繩」を「メートル繩」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

- 一 デジタル方位距離計
- 二 GPS測量機
- 三 光波測距儀

第四条中「掲げる」の下に「数量の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 座標 度又はメートル

第七条第一項中「明りような測杭を立て」を「測量杭を設置し」に改め、同条第二項中「測点を」の下に「、既存の測量杭」を加え、「明りような」を「明瞭な」に改め、同条第三項中「困難の」を「困難な」に、「うえで」を「上で」に改める。

第九条第一項中「ポケットコンパス」の下に「又はデジタル方位距離計」を加え、「行なつた」を「行つた」に、「閉そく公差」を「閉合公差」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十二条中「の各号」を削り、同条第四号中「メートル繩」を「メートル繩」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 測桿

第十八条第四項中「未木」を「未木」に改める。

第二十三条中「、利用の途が少く、かつ」を削り、「薪炭林を皆伐」を「人工林若しくは天然林（針葉樹林に限る。）を調査」に改める。

第二十四条中「又は」を「及び」に改める。

第二十五条中「又は立木」を「並びに立木」に、「若しくは材積等」及び「又は材積等」を「及び材積」に改める。

第三十条（見出しを含む）中「未木」を「未木」に改める。

第三十二条の見出し中「極印」を「極印」に改め、同条中「極印」を「極印」に、「には一調査区域内における調査の一連番号を」を「の番号は、一調査区域内において一本の調査木ごとに」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「産業労働部長」を「エネルギー局長 産業労働部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 後 藤 雅 夫

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程

山梨県企業局議規程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「毎週水曜日」を「毎月第一火曜日及び第三火曜日」に改め、同条ただし書中「随時開催する」を「会議の期日を変更し、又は会議を開催しない」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局職員保養所山中湖荘の管理運営に関する規程を廃止する規程を次のよう

に定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 後 藤 雅 夫

山梨県企業局職員保養所山中湖荘の管理運営に関する規程を廃止する規程

山梨県企業局職員保養所山中湖荘の管理運営に関する規程（昭和四十六年山梨県企業局管理規程第五号）は、廃止する。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第三号**

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 後 藤 雅 夫

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（局長の併任）

**第五条の二** 前条第一項に規定する局長は、山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）第十二条の四第一項に規定する局長の職を命ぜられた者を、併せて任用したものとみなす。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第四号**

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 後 藤 雅 夫

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「及び現金取扱員」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「、第五項に定める現金取扱員は職員のうちから」を削り、同項を同条第五項とする。

第四条の表現金取扱員の項を削る。

第五条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「及び現金取扱員」を削り、同条第三項を削る。

第二十二條及び第二十五條中「及び現金取扱員」を削る。

第二十七條第一項中「のうち、第三号のものにあつては、企業出納員又は現金取扱員に、その他のものにあつては」を削り、「ただし」を「直ちに」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第一号及び第二号を除く各号にかかる」を「前項第三号及び第四号に係る」に改め、「又は第三十一号様式の三」を削り、同条第三項中「及び現金取扱員」を削る。

第二十八條中「又は現金取扱員」及び「又は第三十二号様式の二」を削り、同条ただし書を削る。

第三十條中「又は現金取扱員」を削る。

第四十五條の二を削る。

第四十六條第五項中「かわらず」の下に「、資金前渡を受けた職員は」を加え、「第四十五條第一項第十二号」を「第四十五條第一項第十号」に、「資金前渡について過不足金額の生じない」を「支払に充てるために口座振替の方法により資金を前渡された場合において、口座振替の方法により当該資金をもつて過不足金額を生ずることなくこれらの経費の支払に充てることができた」に、「提出」を「作成及び提出」に改める。

第四十九條に次の一号を加える。

四 有線テレビジョン放送の受信についての契約に基づき支払をする経費

第百條中「土地、建設仮勘定、電話加入権及び投資を除く」を「法令の規定により減価償却を行うべき」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百四條を次のように改める。

（実地照合）

**第百四條** 企業出納員は、毎事業年度のうち少なくとも一回以上固定資産と固定資産台帳とを照合し、その一致を確認しなければならない。

第三十一号様式の三及び第三十二号様式の二を削る。

附則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

**人事委員会**

**山梨県人事委員会規則第十号**

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県人事委員会



委員長 小 俣 二 也

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十高等技術専門校の項中「高等技術専門校」を「峡南高等技術専門校」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「総括工事検査監」を「総括工事検査監」に

「廃棄物対策指導監」を「廃棄物対策指導監」に、「大気水質指導監」を「児童対策

「廃棄物対策企画監」を「観光企画監」に改め、同部東京事務所の項中「国際観光振興監」を

「観光企画監」を「国際観光振興監」に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十高等技術専門校の項中「高等技術専門校」を「峡南高等技術専門校」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「総括工事検査監」を「総括工事検査監」に

「廃棄物対策指導監」を「廃棄物対策指導監」に、「大気水質指導監」を「児童対策

「廃棄物対策企画監」を「観光企画監」に改め、同部東京事務所の項中「国際観光振興監」を

「観光企画監」を「国際観光振興監」に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

所長 二種（人事委員会が認める者）に改め、同部環境科学研究所の項中「副

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「交通機動隊長」を「機動捜査隊長」に、「企画室長」を「企

業 広報相談センター所長」に、「機動捜査隊長」を「組織犯罪捜査室長」に改める。

「機動捜査隊長」を「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

「組織犯罪捜査室長」に改める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十三第一項に次の一号を加える。

六 暴力団等からの保護対象者に対する銃器による危害を未然に防止するために行う保護対策の業務

第三十二条の十三第二項の表第一号中「千二百円」を「千六百四十円」に、同表第二号中「八百円」を「千円」に、同表第三号中「及び第五号」を「第五号及び第六号」に、「六百円」を「八百二十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表茨城県の項を削り、同表長野県の項中「諏訪市」を「松本市 諏訪市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。